

工事請負契約約款 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第3条まで 略</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 甲が求めたときは、乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付</p> <p>(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証</p> <p>(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>2 乙は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</p> <p>3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の10以上としなければならない。</p> <p>4 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第51条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</p> <p>5 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。</p>	<p>第1条から第3条まで 略</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 甲が求めたときは、乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付</p> <p>(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証</p> <p>(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の10以上としなければならない。</p> <p>3 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第51条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。</p>
<p>第5条から第34条まで 略</p> <p>(前金払)</p> <p>第35条 乙は、契約書で前払金の支払を約した場合において、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証券を甲に寄託して、1億円を限</p>	<p>第5条から第34条まで 略</p> <p>(前金払)</p> <p>第35条 乙は、契約書で前払金の支払を約した場合において、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、1億円を限度とし契約金額の100分の40以内の額（10万円未満の端数は切り捨</p>

工事請負契約約款 新旧対照表

<p>度とし契約金額の100分の40以内の額（10万円未満の端数は切り捨てる。）を前払金として甲に請求することができる。ただし、契約金額が10億円以上の場合は、契約金額の100分の10を超えない額を前払金として請求することができる。</p> <p>2 乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</p> <p>3 甲は、第1項の請求を受けたときは、遅滞なく前払金を支払わなければならない。</p> <p>4 甲は、第1項の規定により前金払をした後、設計図書の変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、変更後の契約金額が変更前の契約金額の2割以上増減したときは、甲の定めるところにより、前払金を追加払し、又は返還させることができる。</p> <p>5 乙は、前項の規定により、甲が前払金の追加払を認めた場合は、前払金の追加払を請求することができる。</p> <p>6 乙は、甲から第4項の規定による前払金の返還請求を受けたときは、当該契約変更の日以後、甲が指定する日までに返還しなければならない。</p> <p>7 前項の場合において、乙が返還期限までに前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「法律に基づく率」という。）（年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）を乗じて得た額を遅延利息として支払わなければならない。</p> <p>（保証契約の変更）</p> <p>第36条 乙は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、当該契約変更の日以後、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託したうえで請求しなければならない。</p> <p>2 乙は、前項に定める場合のほか、契約金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。</p> <p>3 乙は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</p> <p>4 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。</p>	<p>てる。)を前払金として甲に請求することができる。ただし、契約金額が10億円以上の場合は、契約金額の100分の10を超えない額を前払金として請求することができる。</p> <p>2 乙は、前項の前払金の支払を受けようとするときは、この契約締結後（甲が別に前払金の請求時期を定めたときは、その時期）に、保証事業会社と締結した保証契約を証する書面（以下「保証証書」という。）を甲に提出したうえで行わなければならない。</p> <p>3 甲は、第1項の請求を受けたときは、遅滞なく前払金を支払わなければならない。</p> <p>4 甲は、第1項の規定により前金払をした後、設計図書の変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、変更後の契約金額が変更前の契約金額の2割以上増減したときは、甲の定めるところにより、前払金を追加払し、又は返還させることができる。</p> <p>5 乙は、前項の規定により、甲が前払金の追加払を認めた場合は、前払金の追加払を請求することができる。</p> <p>6 乙は、甲から第4項の規定による前払金の返還請求を受けたときは、当該契約変更の日以後、甲が指定する日までに返還しなければならない。</p> <p>7 前項の場合において、乙が返還期限までに前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「法律に基づく率」という。）（年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）を乗じて得た額を遅延利息として支払わなければならない。</p> <p>（保証契約の変更）</p> <p>第36条 乙は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、当該契約変更の日以後、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に提出したうえで請求しなければならない。</p> <p>2 乙は、前項に定める場合のほか、契約金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に提出しなければならない。</p> <p>3 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。</p>
--	--

工事請負契約約款 新旧対照表

(中間前金払)

第37条の2 乙は、第35条第1項の規定により前払金の支払を受けた後、甲の中間前金払に係る認定を受け、かつ、保証事業会社と中間前払金に関し契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結したときは、5,000万円を限度とし契約金額の100分の20(契約金額が10億円以上の場合は、契約金額の100分の5)以内の額(10万円未満の端数は切り捨てる。)を中間前払金として甲に請求することができる。ただし、次条の規定により部分払を請求する場合を除く。

2 乙は、前項の認定を受けようとするときは、あらかじめ、甲に対して書面により認定の請求をしなければならない。

3 甲は、前項の請求があったときは、遅滞なく認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。

4 乙は、第1項の中間前払金の支払を受けようとするときは、前項の認定結果の通知を受けた後(甲が別に中間前払金の請求時期を定めたときは、その時期)に、保証証書を甲に**寄託**したうえで行わなければならない。

5 乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

6 甲は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく中間前払金を支払わなければならない。

7 乙は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

8 第35条第4項から第7項まで及び第36条の規定は、乙が中間前払金の支払を受けた場合について準用する。

第38条から第58条まで 略

(情報通信の技術を利用する方法)

第59条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、**電磁的方法**を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第60条から第61条まで 略

(中間前金払)

第37条の2 乙は、第35条第1項の規定により前払金の支払を受けた後、甲の中間前金払に係る認定を受け、かつ、保証事業会社と中間前払金に関し契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結したときは、5,000万円を限度とし契約金額の100分の20(契約金額が10億円以上の場合は、契約金額の100分の5)以内の額(10万円未満の端数は切り捨てる。)を中間前払金として甲に請求することができる。ただし、次条の規定により部分払を請求する場合を除く。

2 乙は、前項の認定を受けようとするときは、あらかじめ、甲に対して書面により認定の請求をしなければならない。

3 甲は、前項の請求があったときは、遅滞なく認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。

4 乙は、第1項の中間前払金の支払を受けようとするときは、前項の認定結果の通知を受けた後(甲が別に中間前払金の請求時期を定めたときは、その時期)に、保証証書を甲に**提出**したうえで行わなければならない。

5 甲は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく中間前払金を支払わなければならない。

6 乙は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

7 第35条第4項から第7項まで及び第36条の規定は、乙が中間前払金の支払を受けた場合について準用する。

第38条から第58条まで 略

(情報通信の技術を利用する方法)

第59条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、**電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法**を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第60条から第61条まで 略